

「いしかわ移住パスポート」(Iパス)制度について

<目的>

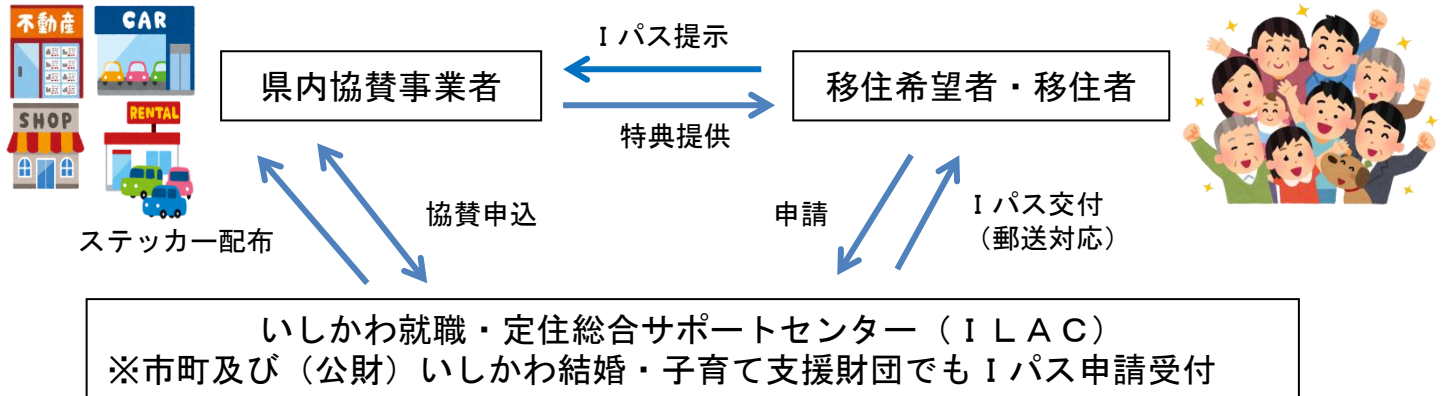
移住希望者・移住者に対し、移住の際にかかる一時的な経費の負担軽減により、石川への移住を促進するため、協力事業者からの各種割引サービスや特典を提供するパスポート制度を創設する。

※特典等の例

各種利用料等の割引、オプションサービスの追加など

〔 引越し基本料金●%引、仲介手数料●円割引、自動車学校講習料金●円引、レンタカー基本料金●%引、車検時工賃●%引きなど 〕

<いしかわ移住パスポート制度概要>



◎協力事業者

- ① 県に、「いしかわ移住パスポート協賛事業者登録申込書」を送付
- ② 県において、協賛内容等を確認後、いしかわ移住パスポート協賛事業者として登録
- ③ Iパスを持つ方へのサービス等のご提供
《登録のメリット》
 - ・協賛事業者の社会貢献によるイメージアップ
 - ・県の移住ポータルサイト及びチラシ等での協力事業者の紹介によるPR

◎移住希望者

- ① Iパスの入手
 - ・I L A Cでの移住相談の際に申込書提出(電話相談の場合は、郵送による提出)
 - ・I L A Cにおいて、交付対象者であることの確認後、郵送にて交付
- ② Iパスの利用
協力事業者からの特典を受ける際にIパスを提示
(予約が必要なものは、Iパスの特典を利用する旨伝え、利用時に提示)

<交付要件>

- ・県外から石川県へ移住を希望する方
- ・石川県内へ移住して1年以内の方

※申請時には、免許証や住民票の写しなど証拠書類の提示または提出を求める。

<移住パスポートの有効期限>

パスポートの交付日から3年間(移住後の方は2年間)